

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年11月13日

朝 銀 福 井 信 用 組 合

一、はじめに

当組合は、平成11年5月14日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第68条第1項に基づく申出を行ないました。

これを受けて平成12年12月29日、金融庁長官より、金融再生法第8条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成13年4月27日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月29日に選任されてから直ちに開始しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の刑事上や民事上の責任を明確にするための調査を継続しておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

二、旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらのものであった者に対する責任追及を行なうことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人の1人である弁護士と公認会計士1名を委員とし、事務局に金融整理管財人補佐人1名を当て「責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換をいたしながら、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行なってまいりました。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構等の協力を得て「責任解明委員会」において、当組合における旧経営陣の不法行為の有無について、不良債権となった融資案件の調査、決算処理の内容調査をしたほか、役職員への事情聴取を行なうなど、可能な限り調査しましたが、時効の問題及び主観的構成要件の該当性について、現時点においては結論づけることができないことから、現在までのところ訴追すべき不法行為を発見するに至っておりません。

3. 民事責任追及について

（1）旧経営陣に対する民事責任追及の為の調査方針

まず、旧経営陣が貸出案件の審査から貸出金実行後の管理までの事務取扱の重要性を十分認識し、適切な組合運営にあたってきたかどうかを調査いたしました。

次に、個別貸出案件について旧経営陣がどのように対応してきたかを知る

ため、直接組合破綻に結びついた大口不良貸出先を中心に調査をすすめました。

(2) 調査結果

旧経営陣は、以前から組合の貸出金に係る事務取扱が社撰で審査能力を含めた貸出審査体制も不備であったが、これを改善することなく、また金融環境の変化に即応した融資戦略の転換も効果的に実施せぬままに、相互扶助意識の強いなかで旧来の手法に頼った受身の融資姿勢を踏襲してきました。

このように貸出金管理全般に関する総合的な欠陥を内包するなかで組合の体力、業容をよく認識することなく、一部大口先の需要に応じて安易に新規融資、追加融資を行い、これらがここ数年急速に不良化してきました。

大口先への個別貸出案件について調査したところ共通することは、相手先の業況や信用力の調査が不十分であること、返済財源を含め返済の確実性をよく把握していないこと、担保、保証人の徴求も保全に不足していたこと等であります。

(3) 調査結果に基づく検討

管財人は就任以来、鋭意全貸付金について貸付実行時の審査の仕振り、保全状況、返済条件の履行状況等について調査を実施し、これらの内不良債権について回収・保全に努めてまいりました。

不良債権については、当時の経営者が組合員の委任に基づく善管注意義務に違反し、かつ中小企業等協同組合法第38条の2第1項、同第42条等に当たるものがないか、また法令で規制されている大口融資に違反するものがないか等について綿密な調査を行いました。

その結果、借入申込に対する審査の仕振りや取扱条件、事後の管理等において多くの不備が見受けられました。

しかし、単に抽象的な善管注意義務違反及び大口融資規制違反等につき直ちに当時の経営者の経営責任を問うには、借入申込書、貸付稟議書、担保評価書、事後管理、伝票及び預貸金の元帳等によって直ちに訴訟法上の証拠とするには証拠価値に現時点では必ずしも確信をもてるものではありませんでした。

その中であって、経営者に対する責任追及、そしてこれに基づく損害賠償責任訴訟として、平成13年8月30日に、次のとおり民事提訴を行ないました。

記

原告 朝 銀 福 井 信 用 組 合

金融整理管財人 川 上 賢 正

金融整理管財人 有 田 定 一

被告 朝銀福井信用組合元理事長 斐 永 吉

訴額 150,000,000円

請求の原因

- ・被告は理事長として当組合のために職務を忠実に遂行すべき善管注意義務を負っているにもかかわらず、かかる義務に違反して融資を行なった結果当組合に対して損害を与えた。
- ・被告は理事長として協同組合による金融事業に関する法律第6条1項等による所謂「大口融資規制」を遵守すべき責任があるにもかかわらずかかる法令遵守義務に違反する融資を行なった結果当組合に対して損害を与えた。

その他の融資案件については、現時点においては、これを立証することは困難と認められ、訴訟案件としては見送った次第であります。

4. 今後の対応

今後、上記の責任解明委員会が調査した債権ならびにその他の不良債権を、株式会社整理回収機構に譲渡することになり、新たな事実が判明する可能性もあるので、同社において引続き責任追及が行ない得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡する予定であります。

以上